

令和2年10月29日 第8回管理型処分場環境安全委員会 議事録

嶋田：それでは少し時間が早いのですが、皆さまおそろいでございますので、ただ今より第8回管理型処分場環境安全委員会を開会いたします。

本日は、ご多用のところ委員会にご出席いただきまして改めて御礼申し上げます。当面の進行は私、環境省の福島地方環境事務所廃棄物処理施設運営管理室の嶋田が務めます。よろしくお願いいたします。開会に当たりまして、まず、福島地方環境事務所調整官の小沼信之より挨拶を申し上げます。

小沼：皆さま、大変お世話になっております。改めまして今ご紹介いただきましたけれども、私は環境省の福島地方環境事務所廃棄物担当の調整官をしております小沼信之と申します。本日は、午後の早い時間でございますけれどもお集まりいただきましてありがとうございます。また早速でございますけれども、処分場さらにはこのリプルの施設もしっかりと確認を頂きましたことを御礼申し上げます。こちらの特定廃棄物の埋立処分事業でございますけれども、皆さま方にもご協力いただきながら約3年前にスタートをして、3年弱ぐらいですね、埋立処分事業を進めているところでございますけれども、幸いながら大きな事故やトラブルはなく今まで運営してきたところでございます。これもひとえに、やはりこういった環境安全委員会のような場で地元の皆さま方を含めてしっかりと安全の確認をしていただきまして、助言なども頂きながら対策を強化してきた結果でもあるのかなというふうに感じております。

さらには、新型コロナウイルスが非常に問題になっておりますけれども、幸い、われわれとしても取り得る対策は取っている中で、この埋立処分事業に関連して感染者というのは生じていない状況でございます。今日も取り組み状況をご案内いただきましたけれども、今日のご指摘も頂いて改善していくところは改善しつつ、しっかりと対策をまた取っていきたいと思っています。安全確保は何より重要なことでございますので、こういった委員会ですっきりと忌憚のないご意見を頂いて、さらに取り組みを改善していきたいと思っておりますので、今日もどうぞよろしくお願いいたします。

嶋田：これより着座にて失礼いたします。続きまして、ご出席の皆さまをご紹介申し上げます。資料の中に委員名簿が入っているかと思っております。今回の委員会は、今年度の最初の委員会でございます。前回から今回までの間に委員の交代がございました。檜葉町復興推進課課長の遠藤様でございます。

遠藤：遠藤です。よろしくお願いいたします。

嶋田：同じく檜葉町くらし安全対策課課長の宇佐見様でございます。

宇佐見：宇佐見です。よろしくお願いいたします。

嶋田：それから檜葉町上繁岡行政区区長の須田様でございます。

須田：須田です。よろしくお願いいたします。

嶋田：続きまして、檜葉町行政区長会会長の山内様でございます。

山内：山内です。よろしくお願いいたします。

嶋田：新任の委員の皆さまには、委員の委嘱につきましてお引き受けいただきまして改め

て御礼を申し上げます。本日の委員会でございますけれども、富岡町健康づくり課課長の遠藤委員、それから富岡町毛萱行政区区長の佐藤委員、それから富岡町公害対策審議会会長の鎌田委員がご欠席でございます。

続きまして議事に入ります前に、配布資料の確認をさせていただければと思います。議事次第それから委員名簿に続きまして、資料1、こちらは横置きのものになりますけれども「輸送・埋立の状況等について」。それから資料2-1「モニタリング調査結果について」。続いて資料2-2「令和元年度特定廃棄物埋立処分事業に係るモニタリング調査の結果について」。こちらは福島県さんのクレジットの資料でございますが、この資料2-2に関しまして一つお詫びがございます。私どもで資料の印刷の準備をしておりました際に、落丁が若干発生しているというご指摘を先ど福島県さんから頂いております。具体的にはこの資料2-2の16ページまでページ番号が振られておりますが、その後ろに処分場の図面が入っているページがあるかと思いません。ここから先のページが、一部落丁があるということが判明いたしまして、実は皆さまのところにはその図面だけ貼ってある資料を別刷りで配布をさせていただいているかと思えます。ですので、こちらの資料に関しましては福島県さんよりご説明を頂くということになりますけれども、この2-2の後半の部分に関しましては、別途お配りいたしましたこちらの資料でご覧いただければと思いますのでよろしくお願い申し上げます。こちらで準備に手違いがございましたことをお詫び申し上げます。そして、資料3が「特定廃棄物埋立情報館『リプルンふくしま』について」で、こちらも横置きの資料でございます。そして、参考資料の1が昨年度1年間分の「特定廃棄物埋立処分事業に係るモニタリング調査結果」の案でございます。今回の委員会で、こちらのモニタリング結果についてもご審議を頂くというようなことでございます。こちらの概略が、先ほどご紹介した資料2-1に相当します。そして、参考資料2が前回の議事録ということでございます。資料の過不足などはございませんでしょうか。もし途中でお気づきの際には、事務局までおっしゃっていただければと思います。

それでは、議事進行につきまして本委員会の委員長でいらっしゃいます福島大学客員教授河津賢澄委員長にお願いいたしたいと思えます。よろしくお願ひいたします。

河津：河津でございます。委員の皆さんには、午後から現場とリプルンの中のいろいろな説明を受けて、私も改めて説明を聞きますと、非常に分かりやすい説明であったというふうに思えます。ぜひ地元の方々も、ここに来られるようになって、どういうものかというものをまた再認識していただければいいのかなと思えます。

この委員会は、今のご紹介にもありましたように、実際に管理型処分場の安全管理について忌憚のない意見を言いながら安全対策を進めていこうとする会議です。ぜひ皆さんの地元としての基本的な、またいろいろな疑問だとか、それからいろいろなところで話し合っているようなこと。そういうこともございましたら、ぜひこの場で発言していただければと思っておりますのでよろしくお願いしたいと思います。それでは、議題に沿って議事の方を進めていきたいと思えます。初めに「輸送・埋立の状況等について」ということで、環境省の方からご説明をお願いいたします。

嶋田：それでは資料1、輸送・埋立の状況等についてご説明いたします。表紙をめくって

いただきまして、2 ページになります。これまでの埋め立ての実績でございます。先月末現在で、累計で 14 万 3,400 袋少々の廃棄物を搬入しております。特定廃棄物埋立処分施設に搬入する予定の廃棄物の総量に関しまして、手元の計算では約 30 万袋という数字を今見込んでございます。埋め立ての開始が平成 29 年 11 月 17 日でございます。もう間もなく 3 年が経過するところでございます。特定廃棄物に関しまして、約 6 年の埋立期間ということでございますので、特定廃棄物の埋め立てはそろそろ折り返し地点に来るといような時期でございます、そういったタイミングで 15 万袋近くの廃棄物を搬入しているということで、工程としましてはおおむね順調に進んでいると認識しております。輸送車両の延べ台数に関しましては、2 万 7,000 台弱の輸送車両ということで搬入しております。

先ほど現地をご覧いただきましたように、今日 13 日に 9 段目の土堰堤につきまして、福島県さんの検査を完了しております。現在廃棄物は、上流側は 2 層目、下流側は 7、8 層目の埋め立てを実施しております。

3 ページに上空写真をお付けしておりますが、先ほど視察していただいたとおりで、9 段目の堰堤が下流側に出来上がっておりまして、それぞれ上流側、下流側、2 組ずつクレーンを使いながら埋め立てを進めているというような状態でございます。

4 ページでございますが、埋め立ての状況を縦断図に沿ってご説明します。赤枠で囲われておりますところが特定廃棄物の埋め立てが終了しているところでございます。9 段目の堰堤も出来上がっております。それから、右の写真になりますけれども、土堰堤の法面緑化の試験施工というも行っております。後ほどご説明いたします。この縦断図でご覧いただければ分かるように、これまでは主に下流側の廃棄物の埋め立て、地盤改良用収納容器に封入されている廃棄物の埋め立てをより優先的に進めてきてございましたけれども、今後は上流側、セメント固型化した廃棄物の搬入というのがいよいよ本格化してくるといような状況になっております。

続いて、5 ページです。新型コロナウイルス感染症の防止対策ということで、特定廃棄物埋立処分施設、セメント固型化処理施設、リプルンふくしま、それぞれ対応しております。埋立処分施設、固型化施設におきましては、建設業におけるガイドラインに基づきまして対策を実施しております。毎朝の検温ですとか、朝礼など、多人数となる場合には密閉を避けるということ、間隔を取るといったこと、換気の励行、それから消毒液の設置、手洗いの励行、また、作業員が乗り合いで車移動をする場合にはマスクの着用、換気の徹底ということも行っております。セメント固型化処理施設は、2 系列の処理ラインがありますけれども、系列ごとに休憩場所を設けまして、それぞれの系列の作業員同士が接触しないような体制としております。リプルンふくしまにおける対応は、先ほどご覧いただいたとおりでございますが、博物館それから公民館におけるガイドラインを参考にしつつ、各種対策というものを取らせていただいております。

続いて、6 ページでございます。先ほど現場を確認していただきましたけれども仕切り部分の構造変更についてです。この 6 ページに記載しております当初案の仕切り堰堤を設けるという形から、ベントナイト砕石 30cm 以上の幅を確保して仕切るという形への変更に関しましては、前回、今年 2 月の委員会におきまして、

おおむねご了解を頂きまして、その後福島県さんとも調整を続けさせていただいてございましたが、その後福島県さんにもご了解を頂きまして、現在この変更後と書いておりますような断面といたしますか形で施工を進めております。

このイメージを7ページにお付けしております。まず7ページの左上①でございますが、現場打ちのコンクリートを施工しまして、その後、下流側の廃棄物は青い四角で表記しておりますけれども、下流側の廃棄物をコンクリート天端付近まで埋め立てます。その後、上下流の廃棄物を埋め立てながら仕切り部分を形成していきます。なので、仕切り部分の両サイドから廃棄物を積み上げていって、その両サイドに積み上がった廃棄物の間の部分にベントナイト砕石を充填していくという作業を繰り返すというイメージでございます。③でございますが、土壌層も並行して埋め立てます。そして④、この②③を繰り返しながら仕切りの部分の形成をしていきまして、⑤のような断面の姿に今後なっていくというような形で施工を進めてまいります。仕切りの部分がぎざぎざしておりますけれども、最低30cmの厚みを確保してベントナイト砕石を充填してまいります。

続いて、8ページでございます。土堰堤法面の緑化についてでございますけれども、先ほど現場でも少しご覧いただきましたが、現在処分場の堰堤の1段目から3段目までの法面の堰堤について緑化の試験施工を実施しております。4段目以降につきましては、最も適した方法を検討しておりますけれども、最も適した方法を選定しまして今後施工を行ってまいります。試験施工に関しまして、まず3段目。常磐自動車道からですと、この3段目当たりから上が見えるような格好になっております。3段目の施工が平成30年12月ということで、もう間もなく2年が経過いたしますが、3段目は工法①②③ということで、種子の種類ですとか、吹き付けであったり、マットを敷いてそこに種子を注入したものを敷設したりというような工法を取っております。この工法①②③で、1年ほど経過を見まして、比較的生育状況が良かった工法①により（2段目、1段目の）施工をおこなっております。この工法①というのは、高速道路会社NEXCOの法面緑化の標準的な種子の配合というのを採用してございまして、今のところそちらの配合が相対的に生育がよいということで2段目、1段目もそちらを今採用しておりますが、もう少し夏枯れ、それからそこからの回復の状況といったものを見ながら、また最終的な施工方法を検討してまいります。9ページからは、作業員の被ばく線量管理についてでございます。こちらは従来からご説明申し上げていますが、埋立処分施設、それから各廃棄物の保管場所での作業をされている方には、ガラスバッジ線量計と電子ポケット線量計の2種類の線量計を併用して被ばくの状況について測定・記録をしております。また、輸送車両の運転手それから同乗者に関しては、1日ごとの被ばく線量を電子ポケット線量計で測定し記録をしております。10～11ページが、前回の委員会以降の結果でございますけれども、昨年11月から今年5月までの結果でございますが、まず10ページの埋立作業、それから詰替・積込作業の作業員の方の被ばく状況に関しましては、最も高い方で0.5mSv未満という方がお1人いらっしゃいますけれども、おおむねこのグラフの左側、比較的低い範囲に収まっているイメージでございます。この委員会でご報告し始めました当初、このグラフの右端にあります2.6mSv未満まで被

ばくの記録がある方がいらっしゃったわけなのですけれども、そこから比べますとだいぶ低い範囲に作業員の被ばく状況を管理できているという状況でございます。11 ページの運転手・同乗者に関しましても、0.2mSv 未満までに全ての方が収まっているというような結果でございます。

続いて、12 ページに参ります。榑葉町でございますセメント固型化処理施設の稼働状況などについてご報告いたします。先月末現在で1万8,000袋のセメント固型化物を生産しております。このうち、9,200袋余りを特定廃棄物埋立処分施設に搬出しております。残りのこの差分といいますか、約9,000袋のセメント固型化物に関しましては、この固型化施設あるいはその周辺の仮置きスペースに仮置きをしまして、処分場への搬出を待っていて、埋立作業の状況を見ながら搬出を順次進めております。固型化施設ですけれども、今年の4月中旬より2系列での運転を開始しております。昨年度は埋め立ての側のスケジュールなどを考慮しまして、またプラントの運転開始当初ということでもございましたので1系列を交互に運転しておりましたが、今年度から2系列の運転を開始しております、1日約100袋生産しております。7月の後半より、1日約70袋の固型化物を埋立処分施設へ搬出しております。先ほど申し上げましたように、埋立処分施設への搬入は、これまで9段目の堰堤が出来上がる前までは主に下流側を中心に搬入しておりましたけれども、9段目の堰堤が徐々に立ち上がっていくのを受けまして上流側のセメント固型化物の埋め立ても本格化しているという状態です。後ほど資料2-1でもご紹介しますが、空間線量率、地下水等のモニタリング調査も継続して実施しております。

また、前処理施設等の整備というのも実は進めております。固型化施設に運び込まれます焼却飛灰などはいろいろな性状のものがございまして、そういった性状を安定化してセメント固型化プロセスをより円滑に進めるために施設に隣接します仮設焼却施設の跡地に処理対象の灰の前処理の施設、それから灰ですとか固型化物を一時的に仮置きする施設を整備しております。

12 ページの右下の写真にありますのは、保管施設。テントが立ち上がってございすけれども、この中に灰ですとか固型化物を一時仮置きするというような施設の設置を進めております。前処理施設に関しましては、現在まだ骨格をつくっている最中ではございまして、これから整備作業が進んでいくということになっております。

13 ページに参ります。特定廃棄物の輸送における安全対策ということでございまして、この上の1) 搬出場所での対応、それから2) 輸送中の対応につきましては、先ほどのリプルの展示のご説明でも申し上げておりますけれども、こちらの安全対策というのを現在も特定廃棄物の輸送においては実施をしております。タグ付け、データの管理、書面の作成それから積み込み、固縛、しっかり縛って固定する。それからシート掛け、車両の線量計測を行っております。輸送中は運行管理システムでの運行計画の把握、状況の確認・把握、同乗者は緊急時の連絡支援等を実施しておりますけれども、そういったところですね。あとは、パトロール車の活用といったことを行っております。先ほど来申し上げていますように、今後固型化物の埋め立てが本格化をすることでありまして、大規模な搬出場所からの輸送が継続すること、さらには先ほど来ご説明しておりますが新型コロナウイルスの感染拡

大といった輸送開始当初には想定をしていなかった新たな課題が出てきてございます。そういったことを踏まえまして、特に次の2点に関しまして今私どもで検討を行っております。一つは、廃棄物の性状・実績を踏まえまして車両の線量計測というのを取り止めるということ。また、これと少し関連しますけれども、新型コロナウイルス感染防止の観点から同乗者なしでの輸送というものの安全確保に関しまして検討を行っております。

14 ページ以降、少しそれぞれの項目についてご説明いたします。車両の線量計測についてですけれども、埋立処分施設に搬入される廃棄物は10万Bq/kg以下の放射能濃度のものであるということが法令上決められてございます。ですので、埋立処分施設に搬入する廃棄物はそれを満たすということを必ず全ての廃棄物について確認をしております。そのこととは別に、搬出場所を出発する前の輸送車両の周囲の空間線量率を計測しております。これは、10万Bq/kg以下といった基準とはまた別に法令によって特定廃棄物を積んだ車両の前、後、それから横から1m離れた位置における1cm線量当量率の最大値が $100\mu\text{Sv/h}$ を超えないように放射線を遮蔽するなど必要な措置を講ずることが求められているため、そういった措置を講ずる必要があるかないかということ念のため確認するという意味で測定を行っております。輸送開始前の工程というのを簡単にフロー図でお付けしておりますが、放射能濃度の確認、それから廃棄物の詰め替え・封入、収納容器が破れていないかといった、穴が開いていないかといった確認、それから重量・表面線量率・汚染密度の計測、そして一時保管ということになります。そして輸送開始前には、また改めて穴が開いていないかなどの確認、積み込み後の安全確認、そして車両周囲の線量を計測して輸送開始というような作業になっております。

これまで、先ほど少し数字をお示ししました3万台近くの輸送車両になりますが、そちらの計測結果で $100\mu\text{Sv/h}$ を超えたことは一度もございません。また、輸送ルートにおける空間線量率の計測。これは、特定廃棄物の輸送が特に集中しやすい国道6号線ですとか、6号線から埋立処分施設への搬入道路におきまして年2回計測しておりますけれども、こちらの結果では輸送車両の通過時の空間線量率の上昇は $0.11\mu\text{Sv/h}$ というのが最大でございました。これらの計測結果といいますのは、環境省が平成25年3月に出しております特定廃棄物関係ガイドラインに記載の試算結果とおおむね同様な傾向ということで、10万Bq/kg以下の廃棄物であれば $100\mu\text{Sv/h}$ を超えないという試算結果が出ておりますが、そういったことと実態がおおむね同じ傾向を示している状態でございます。

今後の対応を15ページに書いてございますが、この車両の線量計測以外に廃棄物の放射能濃度の計測。これは、10万Bq/kg以下であることの確認。それから、輸送ルートでの空間線量率計測というのは基本的に今後も継続をいたします。その上でこの車両の周囲の線量計測というのは、今年度中は全部の車両に関しまして継続をいたしまして、その上で $100\mu\text{Sv/h}$ を超える結果がもし出なければ、来年度以降は計測を行わない方向というふうな今の時点ではしたいと考えてございます。こちらはイメージを書いてございますけれども、①②③に関しましては継続。④に関しましては、今年度中は全車両継続をいたしまして、結果を確認した上で $100\mu\text{Sv/h}$ を

超える結果というのがなければ、来年度はこの計測は④に関してのみ行わないということをご検討している状態でございます。

続いて16ページで、同乗者についてでございます。輸送車両における同乗者に関しましては、こちらの委員会でも何度かご審議を頂いております。そういった結果を踏まえまして、現在近距離でございます富岡町からの輸送、それから檜葉町からの輸送に関しましては、原則として同乗者を乗せない状態での輸送を実施しております。これまでにトラブルは発生してございません。こちらに関しまして、これは輸送開始当初には想定しておりませんでしたけれども、新型コロナウイルスの感染拡大の防止という観点から、運転手・同乗者は、かなり短距離とはいえ、短距離の場合にも1日何回転かしますけれども、長距離の場合にもこの運転手・同乗者の長時間の密接というのが日々繰り返されるという状態になっておりまして、これを何らか回避する必要があるのではないかというふうには私どもとしては考えております。中ほどにあります委員会での議論の経緯でございますが、同乗者なしでの近距離での輸送の試験の実施をしまして、同乗者なしの輸送というのは少しずつ広げていくということをご審議を頂いておりますが、第5回の委員会でもいただいているご意見のように、この富岡町あるいは檜葉町よりもさらに外からの輸送に関しまして同乗者なしにするかどうかということに関しましては、輸送ルート、緊急時のためのパトロール車配備状況、それから保管場所ごとの状況などを踏まえて、個別にしっかり確認をして、可能な場合には適用していくということで丁寧にチェックをしていく必要があるだろうというふうにご指摘を頂いております。

それで、16ページ下の3分の1ほどが同乗者なしの輸送実績ということで、一番長いところだと富岡町深谷国有林地区からの輸送が約10km、25分ほどの輸送に関しまして同乗者なしでの輸送というのを今のところ安全に実施をさせていただいているという状態でございます。檜葉町からの輸送に関しましては、おおむね同様でございます。

17ページでございますが、こちらに関しまして、今まで当然同乗者を乗車することを前提に輸送の安全対策を組み立ててきた部分ではございます。近距離に関しましては、さまざま試行的な取り組みを踏まえて同乗者なしでもこれまで安全に輸送してきてございますけれども、これを近距離以外に適用する場合の課題というのを今われわれは洗い出しているところでございます。この中ほどにございます表のイメージですけれども、パトロール車の配備、事故発生を確認する手段の確保、支援人員の現場到着を速やかにすることなどといったようなことに関しまして、今後同乗者なしを前提として安全対策ができるかということについてよくよく検討してまいりたいと思っております。こういった安全対策に関しまして、改めて次回、こちらの委員会は年2回開催してございますので、もう一度年度内開催を予定してございますけれども、もう一度次の委員会におきまして、そういった結果のご報告を踏まえてご審議いただければというふうにご検討をさせていただきます。一つ目と二つ目のポイントに関しまして、少し関連しているところがございます。一番の線量計測は、1台当たり大体20分ほど作業の時間がかかっております。同乗者なしでの輸送というのを仮に考えた場合に一つのポイントになるのは、例えば2台以上の車が少し連

なって、連なってといいますが、少し間隔を当然空けることになるのですが、ある程度近い距離で組んで走るといっても当然考えられるわけです。そういったことをやろうとするときに、この車両周囲の線量計測というのがおおむね実績も法令に適合しているということは確認をしている中で、うまく工夫をしながらそういった輸送全体としての安全確保というようなことでの対応というのを少し考えたいと思ひまして、こういったことを今検討しているところでございます。私からは以上でございます。

河津：ありがとうございます。それではただ今の説明に関して、ご意見・ご質問等がございましたら、どうぞ忌憚のない発言をお願いいたします。

植頭：委員長、よろしいですか。14 ページでございますが、いろいろな単位の数字が出てちょっと分かりにくいかもしれないので、私の方からちょっとだけ補足を入れたいと思います。「年間追加被ばく線量を試算すると 0.0099mSv」というところのくだりでございますけれども、これは輸送のみを考えて法令と比較した場合、その法令で定められているものの約 100 分の 1 程度であるというようなこと。それぐらいのレベルだったというようなことでご理解いただければと思います。

それから、次の 15 ページのところ、①から④まで今後の対応として現状と来年度以降の対応がございまして、10 万 Bq/kg 及び 100 μ Sv/h 等の考え方で大切なのは、受け入れ時。特定廃棄物の埋立処分施設への受け入れ時にもゲートモニターで線量評価をしておりますので、多分それは継続されるものだと思っておりますが、それをもって払い出し時と受け入れ時にもきちんと確認しているというところだと思っておりますが、ちょっと確認させてください。お願いします。

河津：それでは、お願いします。

嶋田：14 ページにつきましては、補足いただきましてありがとうございます。15 ページのご質問に関しましては、ここには輸送開始時のみ記載してございますが、先ほどご覧いただきましたように、埋立処分施設でのゲートモニターでの確認は引き続き、これは全ての車両に関しまして行ってまいりますので、基本的には継続されるところご理解いただければと思います。

河津：よろしいですか。

植頭：はい。

河津：それではご質問等はございませんでしょうか。

鈴木：県の中間貯蔵対策室の鈴木と申します。今ほどお話になった、車両線量計測の関係なのですが、やはりこの特定廃の輸送というものは、何よりもまず安全・安心が大事だと思います。特に線量の高いものを運ぶというところにあつて、結果として今までこういったことがないということですが、逆にこういったことがないというものをきちんと計測することによって、「そういったものが運ばれても安心だ」ということを皆さん理解して受け入れているところがありますので、単純にそれだけをもって、あと事後的な計測をもって代えるよりは、その辺もきちんと踏まえた上で対応の方は考えていただきたいというのが 1 点ございます。あとは、同じように同乗者の関係もでございます。同乗者については今回近距離での結果はトラブルが発生していないということですが、やはり県内は広い。中通りを含めて遠距離での輸送と

いうものもございます。例えば、輸送の途中で事故が起きたときに、連絡係である同乗者がいないといったときに、やはりその対応をどうするのかも含めて、まずはそういった対応を今後検討するとなっておりますが、やはり改めて安全・安心を最優先にまず考えていただきたいと思います。

河津：今、県の鈴木委員の方から意見がありましたけれども。環境省はまた後からにしますか。

嶋田：そうですね。

河津：他の方も、町の方から何かご意見。では、黒澤委員、お願いします。

黒澤：富岡町生活環境課の黒澤と申します。今の鈴木委員の質問の関連ですが、同乗者についてこれから長距離の部分も検討されるということですが、中貯の輸送の方がどうなっているかということも確認したいと思いますので、よろしくお願いします。以上です。

河津：ありがとうございました。今の中貯の関係というのは、中間貯蔵のことですよね。中間貯蔵の関係の輸送で、ちょっとどうなっているか実態の方を、環境省はお願いいたします。

嶋田：今回の委員会で、まず提起をさせていただいて、ご意見を頂くということで、中間貯蔵施設に向かうその輸送での安全対策。詳細につきましては今後また調べさせていただければと思いますけれども、現時点では、とりわけ高速道路を走る部分にしましては、中間貯蔵施設への輸送と運行管理を今一体化して行っております。ですので、例えば高速道路上で何か事故が、それは輸送車両自身であったりあるいは全然別の事故であったりということもございますけれども、もしそういったことがあった場合には中間貯蔵施設の輸送それから特定廃棄物の輸送、それぞれに対しまして連絡を取り合ったりということが今は既にできる状態にはなっております。その上で、今、鈴木委員からもご指摘がありました、例えば本当に走っている途中で何かあったりというときの連絡の仕方、あるいは現場へ駆け付ける駆け付け方ということにしまして、輸送車両台数ということであると中間貯蔵施設の輸送は多く実績もございますので、そういったところの対応というのもつぶさに確認をさせていただきながら、こちらの特定廃棄物の輸送に関しましても取り入れられるところは取り入れていって検討を進めたいというふうに思っております。

河津：ありがとうございます。他にいかがでしょうか。渡辺委員、お願いします。

渡辺：繁岡の渡辺です。一番最初のところで、搬入袋数。これは上流部、下流部で今回どれぐらいか測っておりますけれども、上流部で正直比較的線量の高い固型化物が運ばれているはずなのですが、別々に数字というのは表示できないのですかね。まとめておりますけれど。

嶋田：埋め立てられている数ということですかね。

渡辺：数の、はい。別個のものが仕切られてありますよね。

嶋田：はい。仕切って。上流側にだけ固型化物が置かれていて、下流側にはそうでないものが置かれています。

渡辺：トータルでなく別々に出せないですか。

嶋田：すみません。直近のデータで申し上げますと、昨日ですね。10月28日現在で14万

8,515 というのが総数でございます。そのうち、下流側が13万110、上流側が1万8,405 という数でございます。なので固型化物が大体1万8,000袋ほど埋め立てられているという状況でございます。埋め立てられているものは、ほぼほぼ大半が実は下流側に行っているというのが今の状況です。

河津：よろしいですか。どうぞ。

渡辺：それと、先ほどリプルンの方でも説明があったのですがけれども、6年間の埋立事業がここもよく進められて半分終わったと。郡内は10年間の受け入れになっているのですよね。その場合、どのような埋め立て。上はまだ緑地化しないで継続して行われるということですか。

河津：はい、環境省お願いします。

嶋田：そろそろ折り返しということで、特定廃棄物に関しましては、あと3年程度ということになりますけれども、この生活ごみに関しまして当然プラス4年の搬入ということになりますけれども、ではどのように実は搬入を進めていくかというのは、例えば先に下流側は閉じてしまう、あるいは上流側をどうするみたいなことに関しまして、今実は明確に何か決めているというものはございませんで、まずは特定廃棄物の着実な埋め立てをしながら、もう少し時間をかけて生活ごみの安全な埋め立てについて考えていきたいというふうに思っております。いずれにしても、10年その生活ごみを埋め立てるとということに関しまして当然念頭に置きながら、あと外部環境への影響などもある程度抑えながらできるやり方というのを今考えているところでございます。

河津：はい、どうぞ。

渡辺：少ない数になってくるのですけれども、焼却灰、飛灰が同じように発生する。少ないのですけれども。その場合も、固型化施設の期限を切っていますよね。その処置はどのように。

河津：はい、お願いします。

嶋田：ご指摘ありがとうございます。おっしゃるように焼却飛灰、例えば双葉広域圏組合さんの焼却炉から出てくる飛灰などは、まさに生活ごみの灰ですので、埋め立てをしていくということになります。震災からある程度期間が経過をさらにすることになるとということでもございまして、そのときの焼却灰でありますとか廃棄物の性状なども見ながら、適切な安全対策ということを取っていききたいと思っております。ですので、具体的に今若干申し上げにくいところではございますけれども、飛灰におきましても外部環境への影響がないような安全対策というのを、固型化も含めてということになるかとは思いますが丁寧に検討していきたいと思っております。

河津：よろしく申し上げます。これからやはり進めていくに当たって、例えば6年とか10年とか書いてあるわけですよね。生活ごみについては10年ということで、その6年過ぎた後のことは、よく今「対策はとります」という言葉はありますけれども、どうもよく見えていないところがあるかと思う。それを示してもらいたいというのが本当ではないかという感じがしたのですけれど、少しできれば資料の方で説明していただければと思いますので、その辺をちょっと検討の方をよろしくお願ひしたい。

嶋田：ありがとうございます。まさに地元の皆さまのお考えそのものだと思いますので、

よく検討させていただければと思います。

河津：他にいかがでしょうか。先ほど、今の2点の来年度に向けての課題を環境省の方から示されているわけですが、それについてはまだちょっと置きまして、それ以外に。はい、どうぞ。

橋本：福島県の橋本でございます。先ほどの同乗者の関係で改めて。

河津：それは、今ちょっと1回置きましたので。それより他の方で、何かありましたらということ。

橋本：分かりました。

河津：特に、初めてこの委員会に参加されている方も多いと思います。多いといいますか何人かいますので、質問等でちょっと分からない部分とかありましたら、ちょっとまずそちらの方を確認していきたいなと思ったのですけれども。いかがでしょうか。よろしいですか。新しい方で何か質問等。よろしいですか。それでは、先ほどの課題の方にちょっと移りたいと思います。では橋本委員、すみません止めまして。お願いします。

橋本：すみません。流れをよく聞いておりませんで申し訳ありません。13ページに書いてあります一番下の「同乗者なしでの輸送の安全確保」について、今後検討されるとご説明がございました。17ページについて、「次回の本委員会で、同乗者なしでの輸送について、改めてご審議いただきたい」と記載がございました。私どもとしては、ぜひ同乗者なしの輸送については慎重にご検討いただきたいという要望でございます。先ほど中間貯蔵施設の輸送と比較してどうなのかというお話もありましたが、われわれは中間貯蔵施設の輸送も県として監視させていただいておりますし、こちらの方の特定廃棄物の埋め立てについても輸送状況を含めて県として監視しているところでございます。中間貯蔵施設の輸送につきましては、皆さんご承知のとおり原則複数台数で連なって走っております。タンDEM走行あるいは3台、4台が連なる。それで、車列の中で何か異常が起きたときには、一緒に走っているドライバーが通報したり遠所援助したりするという仕組みになっております。

そういう安全対策を取った中間貯蔵施設の方の輸送であっても、事故が少なからず起きています。数年前ですが、浪江町の国道114号において中間貯蔵施設の輸送車両が国道から転落横転し、積んでいた除去土壌が落ちるといった事故がございました。たまたまそのときには、フレコンバッグが破れずに除去土壌の飛散・流出はなかったのですけれども、本当に驚く事故がございました。

同乗者なしで、こちらの方の特定廃棄物の車両がそういった大事故を起こしたとき、運転者が負傷したときに、どなたが一体どういうふうに通報したり、次の対応に向けた初動をしていただけるのかが非常に不安でございます。パトロール車の適切な配備とありますけれども、走っている50台、60台の後ろを全部付いていくということなのか、あるいは部分的に見るとということなのか非常に不安がございますので、慎重にご検討いただきたいと思います。以上です。

河津：ありがとうございます。環境省から、何かコメントがございましたら。

嶋田：ありがとうございます。おっしゃるご指摘に関しましては、大変重く受け止めております。これまで特定廃棄物の輸送に関しまして、例えばエンジントラブルなども

ご報告申し上げている事例というのはございますけれども、例えば人命が失われるといったような事故、あるいは廃棄物が流出をするといった事故というのは起きていないという状況でございます。先ほどご指摘がございましたように、例えばある程度複数台が組んで走るということに関しまして、特定廃棄物の輸送においては、例えば一つの箇所から1日10台出るといったようなことはあまりないわけではございますが、一方で1日1台しか出ない場所というのも実はございませんで、大体2台以上の車両が1日に出ていたというようにもございます。複数台で組んで走ることのみが安全対策の解であるということはなかなか当然申し上げられないと思っておりますけれども、ご指摘を十分踏まえましてよくよく検討してまいりたいと思います。慎重に丁寧に検討していきたいと思っております。

河津：よろしいでしょうか。あと、どうでしょう。考え方によっては結局少し緩めるようなイメージがあるわけですよね。先ほどの話ではないですけれども、いわゆる安全・安心という中で安心という部分に入る疑問かも知れませんが、特にやはり地元の方というのは非常にその辺はいろいろシビアに考えていると思うのですけれども、いかがでしょうか。質問等も含めまして。ちょっと確認しておきたいのですけれども、この13ページの運行状況の図の中で、通信不感地域というのがございますよね。これに対して、何か対策なりを考えておられるのですか。

嶋田：ありがとうございます。この通信不感地域、例えばGPSの電波が届かないトンネルでありますとかが該当します。こちらに関しましては、ルートを設定する際に実際に車両をいったん走らせています。この不感地帯を通り抜ける際の標準的な所要時間というのを確認しております。その上で、それぞれの車両がこの不感地帯を通り抜けるのにかかった時間が想定よりも長くなってしまったときには、そこにパトロール車を向かわせたりというようなことで。そもそも通り抜ける時間がどれくらいであるかというのを運行管理室で確認をするというのが初動であり、そこからなかなか出てこないということであれば何かは起きているかもしれないということでパトロール車を向かわせるというようなことが今の対応でございます。

河津：ありがとうございます。他にいかがでしょうか。審議自体については次回ということですが、ぜひその前にいろいろ疑問点であるとか知っておきたいというところをぜひ出していただければ。あと、ちょっと私からですが、例えば中間貯蔵は来年度で恐らく終了するという予定になっていますね。そうすると、大きい各車両の動きというのは中間貯蔵に関してはかなり減ってきているというか、ほとんどなくなるというのが現状です。そこにおいては、少なくとも特定廃棄物についてはまだ動いているという状況になりますので、ぜひその辺の時系列的なやつも。先ほど、例えば「みんな同じように動いているから」ということでお互い助け合うみたいな話もありましたけれども、再来年度以降にはそういったこともなかなか難しくなるかと思っておりますので、その辺も含めてご検討等をお願いできればと思います。

嶋田：ありがとうございます。おっしゃるとおり、例えば復興再生拠点での除染などを除きまして広く県内からの中間貯蔵施設への輸送ということに関しましては、おおむね来年度いっぱいぐらいで目処が付く予定ということで今輸送を進めているところ

でございます。そうなりますと、おっしゃるとおり局面が変わって、どちらかという特定廃棄物の輸送車両の方が県内全体で見たときには走っているというような状態が続くということになるかと思っておりますので、そういったところが変わったときにどうなるかということもちょっと見据えて、あまりその中間貯蔵に何から何まで助けてもらうというか、助け合いを前提とし過ぎることがないように、先々のことも見据えて少し考えたいと思います。

河津：ありがとうございます。よろしいでしょうか。それでは、これはまた次回検討されるということですので、ぜひ委員の皆さんも疑問点がございましたら直接各役場を通して構いませんし、環境省直接でも構わないと思うのですが、そういうところにいろいろご意見やらご質問やらを少し出していただきながら、今度の次回のところでもう一度検討したいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

河津：それでは1番目の議事の方を終了しまして、2番目の議事「環境モニタリング調査結果について」ということで、環境省から説明をお願いします。また、併せて県の方も報告事項がありますね。終了後に県の方からも併せてお願ひできればと思ひます。では、よろしくお願ひします。

嶋田：それでは資料2-1に関しまして環境省よりご説明いたします。資料2-2に関しましては福島県さんより、私の説明の後にご説明いただければと思ひますのでよろしくお願ひいたします。

まず資料2-1でございます。昨年度1年間のモニタリング調査結果、環境省での測定状況でございます。3~4ページが敷地境界での空間線量率でございます。1年間の推移で見ますと、おおむね横ばいで推移をしているかなというふうに見ております。5月に測定器、これは定期的な校正のために測定器の交換をしてございまして、少しだけ傾向が変わっている部分というものがございますけれども、おおむね安定的に推移をしているというような状態でございます。

5~6ページは、埋立地周囲での測定でございますが、こちらに関しましては、特に地点のCとDに関しましては埋め立ての状況に応じてといたしますか、近くで埋め立てをしておりますと測定される線量率が上がるというようなことをこれまでも繰り返している地点でございますが、この昨年度1年間においてもとりわけ5月の下旬には測定地点の付近で埋め立てをした時に線量が上がりまして、その後覆土されると線量が下がるということを繰り返しているというような状態でございます。また、12月にはC地点、D地点の埋め立てが進んだことを踏まえて地点の変更もしております。

7ページが、大気浮遊じん中の放射能濃度ですけれども、こちらは全て検出下限未満ということでございます。

続いて松葉中の放射能濃度ですけれども、昨年6月の測定が例えば地点①ですと127、地点②ですと5.57という数字になってございますけれども、29年5月、30年5月というところから推移を見ますと、全ての地点で徐々に低減してきているという状態でございます。

9ページが河川水中の放射能濃度でございまして、全ての測定地点において検出下限未満という値になってございます。ですので、7ページの大気浮遊じん中の放射

能濃度、それから9ページの河川水中の放射能濃度で全て検出下限未満ということでございますので、基本的にはその処分施設から放射性物質が含まれているちりが舞ったりとか、あるいは流れ出していたりということは基本的にはないという結果でございます。

10ページが河川水中のふっ素、ほう素の濃度でございます。①～⑧の測定地点と同じ測定地点で測っておりますけれども、昨年度1年間で見ますと、5月、8月、11月、2月と4回計測しておりますが、いずれも環境基準を下回っております。

11ページに河川底質の放射能濃度の調査地点をお示ししておりますして、測定結果を12ページにお示ししておりますが、この河川底質に関しましては、少しばらつきがございますけれども、ほぼほぼ緩やかに低減してきているのではないかなというふうに見てとれます。

続いて、13～14ページ。表土中の放射能濃度でございますけれども、こちらに関しましては年に1回の測定ということでございまして、14ページがここ3年間の測定結果でございますが、特定の地点の濃度が特異的に上がっているということではございませんが、引き続きデータを蓄積して推移を見守っていきたいと思っております。

15～16ページが、搬入道路沿道での表土中の放射能濃度でございますして、16ページのグラフにございますように、経年的に大きな変動は見られていないと考えております。

17～18ページが腐植成分中の放射能濃度でございますして、これは例えば主に枯れ葉ですとかの放射能濃度でございますけれども、こちらに関しまして18ページにあるように、かなり地点ごとにばらつきがございますけれども、廃棄物の受け入れ開始前の29年6月から見ますと、比較的落ち着いてきているかなと思っております。地点⑥のように少し濃度が上がっているところもございますけれども、引き続きデータの蓄積をして推移を見てきたいと思っております。

19ページがヨモギ、ススキ中の放射能濃度の測定地点でございますけれども、ヨモギ、ススキに関しましては、地点③とありますように、リプルのモニタリングフィールド内での濃度というのが他の地点と比べまして比較的高いという状態になってございます。それぞれ年間2回の測定でございますので、ちょっとモニタリングフィールドでの測定をまだ蓄積しておりませんが、もう少し回を重ねながら状況を見ていきたいと思っております。モニタリングフィールドの地点③に関しまして、これは除染をしていない地点でございますして、そういったものもあって少し濃度がやや高い傾向にあるのかなと思っておりますが、引き続き推移を見てまいります。

23～24ページが、地下水中の放射能濃度連続測定結果でございます。リプルの入口の近くに常時表示しているものでもございますけれども、こちらに関しまして24ページのグラフにあるように、特異的な変動というのは見られてございません。検出値は周辺環境からの放射線を一部検出しているというところでございますので、これが0になっていないということからすぐにその地下水中の放射性セシウムの存在を示しているものでもないということで、ちょっと変動があれば気に掛けていく必要があるかと思っておりますが、今のところそういったものはないというふう認識し

ております。

25～26 ページが、大気中の放射能濃度の連続測定結果でございます。先ほど処分施設の展望台から見ていただいたあの黒い小屋がございましたけれども、そちらと業務棟で測定をしてございますが、測定結果を、これは植頭先生をはじめ専門家の方にもご覧いただいておりますけれども、おおむね自然の放射線、放射能を基本的に拾っているだろうということで、廃棄物由来の何かということではないだろうと見解を頂いております。

続いて27～28 ページが、埋立処分施設の正門それから西門付近のモニタリングポストの連続測定結果でございます。28 ページがこれまでの測定結果を掲載してございますが、非常に緩やかにではありますけれども低減傾向にある状況でございます。29 ページは、モニタリング結果について、直近のデータも含めてご用意してございますけれども、敷地境界における空間線量率は平成 29 年 11 月 17 日の搬入開始以降も緩やかに低減傾向、あるいはおおむね横ばい傾向という状況でございます。令和 2 年、今年の 5～6 月にかけて少し全ての地点で線量率が上がっているところがございます。こちらに関しまして、先ほども少し申し上げた部分がございますけれども、定期的な測定器の校正のために測定器の交換をしたということが影響していると見てございます。この期間の、例えば処分施設の正門付近でのモニタリングポストの結果などで、これと例えば連動した顕著な上昇は見られてございませんで、この 29 ページのグラフに示しております測定においても当然所定の規格に適合した測定器で測っていますけれども、エピソードとしてはそういった機器を交換したといったことがございまして、あまりこういった変動が何度も繰り返すということがないように私どもとしては今対策については別途検討しているところでございます。

31 ページ以降が、セメント固型化処理施設での空間線量率の測定の状況でございます。セメント固型化処理施設におきましては、この No. 1～No. 6 の地点、それから 33 ページにありますように第二保管施設。少し離れたところに保管するための施設がございますけれども、そちらでの空間線量率の連続測定も行ってございまして、こちらの結果は記載のとおりで、比較的低い水準、結果として 28 ページの処分施設の正門付近などと比べても一層低い水準になってございまして、後ほど福島県さんからのご説明もあろうかと思っておりますけれども、おおむね似たような水準での線量の推移になってございます。第二保管施設に関しましても同様です。

35 ページが、大気浮遊じんの放射能濃度でございまして、全て検出下限未満でございます。この地点によって測定している月が違いますのは、基本的に風下になる地点を選んで測定してございますので、全ての地点で同じ回数ということではなくて、そのときに風下になっている地点で測っている結果でございます。

36 ページは、地下水中の放射能濃度に関しましても全て検出下限未満ということになってございます。環境省からのモニタリング結果のご説明は以上でございます。

河津：ありがとうございます。それでは、引き続き福島県の方からもよろしく願います。

清野：福島県中間貯蔵施設等対策室の清野と申します。どうぞよろしく願います。私

の方からは資料 2-2、それから後から訂正版ということで配られましたモニタリング調査位置の資料により県が令和元年度に実施しましたモニタリングの調査結果についてご説明いたします。着座にて説明させていただきます。調査の目的ですが、国が実施する事業に関しまして「管理型処分場の周辺地域の安全確保に関する協定書」に基づき、周辺環境への影響を確認すること、それから国が実施しているモニタリングの妥当性の確認を目的として平成 28 年度から実施しております。

3 ページ、調査地点です。埋立処分施設内では令和元年 6 月 25 日、11 月 21 日の 2 回、埋立地周囲の空間線量率、大気浮遊じん等につきまして、環境省のモニタリング調査地点のうち主な地点においてモニタリングを実施しております。地点数はご覧のとおりです。地点の詳細については、別紙でお配りしたモニタリング調査位置をご参照ください。

4 ページ、処分場外の調査地点ですけれども、下流河川である六反田川地点で調査を実施いたしました。水質および底質について放射能濃度測定を実施しました。水質においては、処理水中のふっ素とほう素が継続的に検出されているということから調査の対象としております。

次に 5 ページですけれども、これは水の試料の位置関係を示したもので、埋立地からの放流水、浸出水原水を浸出水処理施設で処理する前と後で浸出水原水、それから処理した後の水が処理水で、最終的に放流されるのが放流水となります。地下水については遮水シートの下湧水を集水したものが地下水になります。

続いて 6 ページですけれども、特定廃棄物の固型化処理施設です。特定廃棄物等固型化処理施設が昨年 3 月に本格稼働となりましたことから、こちらの方も調査対象。仮の保管施設も含めて調査対象にしております。12 月に空間線量率、大気浮遊じんについてモニタリングを実施しました。

続いて調査の結果の概要になります。空間線量率ですけれども、 $0.12\sim 0.31\ \mu\text{Sv/h}$ の範囲でございました。参考までに環境省の同時期の測定結果と比較しますと、おおむね同程度の数値となっていました。先ほど環境省からの説明にもありましてとおり、D 地点において 6 月に数値が廃棄物埋め立てに伴って調査地点に廃棄物が近接していたということで、6 月に数値が上昇して 11 月には低下しております。

続いて、9 ページ。大気浮遊じんですが、こちらは全て不検出でした。

続いて、10 ページ。浸出水原水、処理水、放流水および地下水です。放射能濃度は全て不検出でした。別紙の資料に詳しくは載せていますが、その他の項目についても全て基準内でした。ふっ素とほう素については、処理水、放流水において基準内での検出が見られています。

続いて、11 ページ。河川水です。河川水の放射能濃度は、全て不検出でした。ふっ素とほう素についても基準超過はありませんでしたが、環境基準内での検出が認められております。

12 ページの河川の底質です。底質中の放射能濃度はセシウム-134、セシウム-137 合計で $148\sim 661\text{Bq/kg}$ の範囲でありました。参考までに県が前年度に実施した同地点の測定結果、それから環境省が実施した上流河川等の結果と比較した場合、これは枠内に書いてありますが、同程度の数値です。

続いて、13 ページからが特定廃棄物等固型化処理施設の調査結果になります。
14 ページ。空間線量率ですが、0.11~0.26 μ Sv/h の範囲で、環境省の同時期の測定結果と同程度になっていました。施設の稼働前と比較しますと、全体的に低下が認められています。

続いて、15 ページ。大気浮遊じん、それから 16 ページに地下水中の放射線濃度。いずれも不検出でありました。

まとめとしまして、県が令和元年度に実施しましたモニタリングの結果におきましても、処分場および固型化処理施設による空間線量率、大気、地下水、放流水など周辺環境への影響は認められませんでした。詳しい調査結果については、先ほどの別紙の資料に載せておりますので、ご参照いただければと思います。また県の Web サイトでも調査結果を公表しております。今後も引き続きモニタリングをしまして、施設の周辺環境への影響の有無を確認してまいりたいと思います。県からの説明は以上です。

河津：ありがとうございます。それでは、ただ今の環境省および福島県からの説明がございましたけれども、これに対する質問またご意見等がございましたら。それでは、植頭委員。

植頭：先ほど環境省の説明の中で、ヨモギとススキの放射能濃度の地点の③のところちょっと数字の変動が見られているというところがありました。アドバイザー委員会の中でもやはり議論をしているのですけれども、いかんせんサンプル数が少なく、移設したばかりのところというところもあります。それで今後少しデータを蓄積して、このデータが何を物語っているのかというところまで見ていかなければいけないかなと思っております。それは土壌も含めて、ちょっと見ながらいこうと思っています。一つだけ言えることは、大気浮遊じんの中にセシウムが検出されていないということなので、この施設から放出されているものの影響ではないと思います。考えられるのは、事故のときのプルームがこの地点を通ったのかどうか等々、いろいろ推測する域はあるのですけれども、それらも含めてもう少しデータを蓄積して今後の傾向を見ていきたいというところがございますので、ちょっと補足だけさせていただきます。

河津：ありがとうございます。環境省の中でも、いわゆる技術的な話し合いとしてアドバイザー会議というのを持っておりまして、そこでもいろいろ技術的な検討を加えているところで、委員長が今、副委員長の植頭委員ですから、何かその技術的なことでもありましたら。他に、一般的なことで「ちょっとこの辺が分かりづらいとか」ありましたら。では、渡辺委員。

渡辺：繁岡の渡辺です。松の葉の放射能濃度という、この前の参考が全然なく今回だけになっているのですけれども、何か下がっているような説明があったのですけれども。

河津：よろしいですか。ページ数は何ページだったですか。

嶋田：8 ページですかね。

河津：8 ページですか。

渡辺：8 ページの松葉の。

嶋田：松葉の。

河津：松の放射能濃度ですね。

渡辺：これは現時点なので、前回のが。

嶋田：こちらの結果に関しまして、例えば地点①の127というのは昨年6月の数値ですけれども、その前でいうと、例えば下のかっこの右側の数値の209というのが30年5月の数値、それから302とあるのが29年5月の数値です。ちょっと分かりづらい表記になっていて申し訳ございません。下の凡例で書いてあります。

河津：ちょっと分かりづらい書き方になっているということね。

渡辺：もう一つ。建設のときは西側ゲートなるものが存在していなかったと思うのですが、西側ゲートも観測地点になっていますけれども、どのようになっているのですか。

河津：何ページでしょうか。

嶋田：27ページになりますでしょうか。空間線量率の連続測定で正門と西門というふうに書いてあるところのことでしょうか。

渡辺：はい。

嶋田：27ページですか。

渡辺：はい。

河津：27ページ。

嶋田：この西門自体は国有化の以前から、民間の処分場時代からも西門というのが実はございまして、使用していたというふうに聞いておまして、現在は、特定廃棄物は当然正門から全て入ることになりますけれども、西門に関しまして一部資材の搬入などは行っているというような使い方をしてございます。

渡辺：分かりました。入口が一つしかないと聞いていたものですから。

嶋田：特定廃棄物の出入りは正門からのみ行っております。

河津：もう一つ実質的には前は使っていた西門というのがあったということですよ。

嶋田：はい。そういうことになります。

河津：今現在は使われていないのですか。

嶋田：今現在は、その廃棄物の出入りでは使っておりません。

河津：出入り。何かの搬入口とかそういうことにはなっていない？

嶋田：はい。

河津：他にいかがでしょうか。はい。では、お願いいたします。

須田：すみません。上繁岡行政区の須田といいます。リプルンで中を見させていただいた時もちょっと疑問に思っていて。この資料で先ほどご説明いただいた環境モニタリングの数値。今年の6月にちょっと変動してというところが気になっていました。それで先ほどのご説明では、測定器の校正をしたことによるものではないかというお話でしたけれども、数値的に人体への影響等々を懸念する数値ではないとは私も理解していますけれども、ちょっと大きいところでは0.1 μ Sv/hぐらいの変動が、上昇が見られるということで、計器校正によるものなのではないかというところがちょっと疑問符として、他の要因は考えられないのかなとちょっと思ったものですから質問です。

河津：それでは、取りあえず環境省がまずお願いします。

嶋田：ご指摘ありがとうございます。今年の5～6月のこの変動ということに関しまして、こういった測定値が出ておりました。

河津：ページ数は30ページですね。

嶋田：29、30。

河津：皆さん、30ページを見ていただければ。

嶋田：こちらに関しまして、こういった値が出てきたということでございますので、他のモニタリング項目も含めて、改めて確認をしております。他の測定結果、例えば大気浮遊じんでありますとか河川水でありますとか、そういったところの測定結果は引き続き検出下限値未満でございまして、少なくとも廃棄物由来の何かということではないだろうとわれわれとしては判断をしております。ただ、ご指摘のように幾ら測定器の校正ということがこの間にエピソードとしてあったとはいえ、こういった形で皆さまに公表させていただくということの大本のデータになりますので、測定機器の正確性ということに関して、引き続きどういふふうに対策を取れるかというのは目下検討をしているところでございますので、ご指摘をよく踏まえて今後こういったことを繰り返さないように対応してまいりたいと思います。

植頭：委員長、よろしいですか。

河津：はい、お願いします。

植頭：アドバイザー委員の中でも、これはちょっと議論をさせていただきました。それで、線量測定器自身の工業規格としての変動範囲というところはもう少し広くあるわけなのですね。それでただ傾向を長期間見ていくと、このような傾向があつて、またそこで真の値に近づくために校正をすると、その数字がまた小さい変動の中で生まれてきました。そういうところの繰り返しののだと思うのですけれども。われわれも、他の要因も含めていろいろ検討をして、線量率が上がるようなものが原因としては今のところ見受けられなかったもので、その校正に関する部分の要因が大きいのではないかと考えています。これから先も校正の度に数字が変わるというのも何かおかしい話なので、全体的にどういふ管理を求めていくかというところを今検討させていただいているところでございます。

河津：よろしく申し上げます。この図は今よく見ますと、1年前もやはり段差があるので、ということは多分5～6月にかけて校正をかけているので、そのときにちょっと上がったりしているのだと思うので、ちょっとその辺の捉え方というのは、難しいかと思うのですけれども、ちょっとぜひその辺は検討されて。皆さんに変に誤解されないようにということと同時に数値的に間違いないという、ちょっと難しい、二律背反的な話になってしまうのですけれども、その辺はよく検討していただければなと思います。他にいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、次の議題の方に移らせていただきたいと思います。それでは、3番目の議題の特定廃棄物立情報館「リプルンふくしま」についての中身の説明をお願いいたします。

嶋田：それでは資料3、特定廃棄物立情報館「リプルンふくしま」についてご説明いたします。表紙をめくっていただきまして、主なトピックスでございまして。今月12日になりますけれども、来館された方の累計が4万人に到達いたしました。また、先

ほど館内をご覧いただきましたように、新型コロナウイルス感染拡大防止のための取り組みというのを種々行ってございます。それから、富岡町ツツジ再生プロジェクトへのご協力ですとか、檜葉町産のメダカの飼育など地域に根差した運営に取り組んでおります。2周年感謝イベントというのを実施しましたということでございます。

まず運営実績ですけれども、今月15日現在でございますが、累計の来館された方の人数が4万409人でございます。令和2年度、今年度の開館をした日における1日平均の来館された方の数が39名でございます。新型コロナウイルスが流行をし始める前の段階、昨年度の2月ぐらいまででの数値で申し上げますと大体1日平均70~80名程度のご来館を頂いていたというところでございますので、そちらからしますと大体半分ぐらいのお客さまのご利用になっています。

また、処分施設見学された方の累計がおよそ4,000人。団体数でいいますと691団体ということではいただいております。ここ最近で申し上げますと、福島県内の中学校、小学校、高校でありますとか、そういった学校さんの見学というのが少しずつ戻ってきているかなという状況でございます。また、この令和2年10月12日に4万人に到達いたしました際の来館された方は、実はこの会議室が企業研修でもお使いいただいているということがございまして、JR東日本の研修でいらした方が4万人目ということでございました。

下の新型コロナウイルスの感染拡大防止の取り組みは、先ほどご覧いただいたとおりでございます。

続いて3ページですけれども、地域に密着した運営の取り組みということで、富岡町ツツジ再生プロジェクトへのご協力でありますとか、檜葉町で生まれましたメダカの飼育・館内展示ですとか、あとモニタリングフィールドにおきましてオーガニックコットンの栽培といったことに今取り組んでいるところでございます。

それから、今年8月でリプルン開館2周年ということでございましたので、8月の1カ月間、感謝イベントということで開催をさせていただいていました。2年間のあゆみの展示ですとか、自由研究関係、工作関係などイベントを実施いたしました。こちらの会議室でございますけれども、こういった仕切りの板を用意させていただいたり、また換気の設備なども整ってございますので、引き続きご利用ということで受け付けさせていただいてございますので、またぜひお問い合わせいただいて、またご予約いただければと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。ということで、リプルンふくしまに関しましては以上でございます。

河津：ありがとうございます。それでは、ただ今の説明に関してご質問またご意見等がございましたら。

それでは、特にないようですので。全体的に、これに限らず、リプルンに限らず、何か関連したこと、また特に日頃思っていることだとかですね、ぜひどなたかご発言していただければ非常にいいかと思うのですけれども、いかがでしょうか。どうぞ。せっかくですから、ぜひ。

須田：上繁岡行政区の須田です。質問とか意見ではないのですけれども、ちょっとご紹介です。私どもの行政区は、特定廃棄物の処分場の搬入路に当たる行政区になってい

ます。住民が直接自分の目で見て、やはり安全を確認しながら安心につながるということが大事だということで、この処分場が始まって以降、今は年に4回ほど日にちを設定して、住民の方々が自分の都合のつく日に参加いただいて処分場を見ていくというふうな現状があります。そういう意味では、処分場の大友所長さんをはじめ関係の皆さんには都度対応いただいて非常に感謝しております。この取り組みは継続的にやっていきたいなと思っています。住民にとっても進捗もよく見えますし、そういったことを継続してやっていくことが安心につながるのだろうなというふうに思っていますので、一応ご紹介までということですが。

河津：ありがとうございます。地元の意見としてうまく回っているのかなと非常に感じます。ぜひ、他の地区の方も含めて、ここを利用されるのも非常にいいかなと思います。他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。はい、どうぞ。

渡辺：繁岡の渡辺です。リプルンの展示ブースなのですけれども「檜葉町産メダカの飼育」と書いてあるのですけれども、ちなみに檜葉町のどの辺で採取されたか。これが分かった方が、愛着が湧くのかと思うのですけれども。

河津：では環境省、お願いいたします

嶋田：「道の駅ならは」がございすけれども、あちらで実は「檜葉町のメダカです」ということで販売されているものを育てさせていただいているというふうな取り組みでございまして、スタッフが採りに行ったというわけでは必ずしもないわけですが、檜葉町のメダカということで育てております。

河津：ありがとうございます。他にいかがでしょうか。はい、どうぞ。

山内：檜葉町行政区長会の会長をしています山内です。先ほどリプルンふくしまの開業についてご説明がありましたけれども、10月12日現在で4万人に到達したということなのですが、これは目標値と比べてどのような感じなのでしょうか。

河津：では環境省、お願いいたします。

嶋田：実は具体的な、例えば「開館何年で何万人」という目標を明確に定めているかといいと定めていないのが実態でございす。というのは、開館当初は、やはりこういった施設の認知度を上げるという意味において多くの方に来ていただくということがポイントであったわけですが、いらしていただくだけが目的ではなくて、当然中をご覧いただいて展示の内容、事業の内容をご理解いただいているということでもございまして、よくよく立ち止まって考えてみますと、人数を追求するだけというのでもないなと思ひ始めながら今運営をしているところでございす。とはいえ、実は前回の委員会になるかと思ひますけれども、昨年11月に3万人目の来館者をお迎えしていますので、おおむね1年弱でもう1万人いらしていただいたと。先ほど少しご説明したところもありますが、3~6月の途中までは臨時休館をしてございまして、ほぼ4カ月近くはほとんどお客さまがいらっしやなかったという中において、1年弱で1万人いらしていただいたというのは、このぐらいの施設規模のところではいけばかなりの方にいらしていただいているとわれわれとしては思っております。それだけ多くいらっしやると感染防止対策に一層留意しなければならないというのは当然ございすけれども、継続的にいろいろな方にいらしていただいて、またできれば何回もいらしていただいて、事業についてご理解を深めていた

だく、あるいはコミュニティーのお集まりいただく場としてお使いいただくという
ようなことでも地域の皆さまに貢献できると非常にありがたいと思っております。

山内：それからもう1点、施設のイメージアップにもつながるのだらうと思うのですけれど、私も初めてこちらにお伺いさせていただいたのですが、第一印象としてやはりどうしても固いイメージがあったのです。ですから、例えばプランターを建物周囲に季節の花々を配置するとか、そういったイメージアップにつながるような取り組みがあってもよろしいのかなというふうな印象を持ちました。

河津：ありがとうございました。どうぞ、環境省の方から。

嶋田：ありがとうございます。大変貴重なご意見と受け止めております。頂いたご意見も踏まえて、外から6号線を通ったときの見た目ということもあろうかと思えます。できる工夫をよく検討したいと思います。ありがとうございます。

河津：他にいかがでしょうか。よろしいですか。それでは時間も、ちょうどいいぐらいという時間でしょうか。ということで、今日の環境安全委員会の方はこれで終わらせていただきたいと思います。どうも、本当にご協力ありがとうございました。それでは、司会者の方にお渡しします。よろしく申し上げます。

嶋田：河津委員長、進行していただきましてありがとうございました。以上をもちまして、第8回管理型処分場環境安全委員会を閉会いたします。本日、輸送の関係あるいはモニタリングの関係、リプルンの関係、さまざま大変貴重なご意見を頂きました。本当にありがとうございます。頂いたご指摘を踏まえまして、処分事業全体を安全・確実に引き続き進めてまいりたいと思っておりますので、何卒よろしく申し上げます。本日はありがとうございました。

(了)